

## 埼玉グローバル賞要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県とかかわりの深い団体や個人の世界を意識した将来性のある活動や地域の国際化に向けた地道な活動などを表彰することにより、埼玉県全体のグローバル化、世界に開かれた埼玉の構築に資することを目的とする。

### (贈呈の基準)

第2条 表彰の対象者は、別に定める基準に該当する県とかかわりの深い団体及び個人とする。

### (受賞者の決定)

第3条 受賞者は、関係団体の推薦等に基づき、別に定める審査手続を経て決定するものとする。

### (賞の内容)

第4条 賞の内容は、表彰状と記念品とする。

### (賞の贈呈)

第5条 賞の贈呈は、毎年1回とする。ただし、特に必要がある場合は、臨時に行うことができる。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成23年8月23日から施行する。

彩の国国際貢献賞要綱（平成9年6月20日施行）は廃止する。